

様式第51(第61条関係)

第 号

電気通信検査職員証明書

この証明書を携帯する職員は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第166条第1項の規定又は同条第2項(同条第3項又は第6項において準用する場合を含む。)若しくは第4項(同条第5項又は第6項において準用する場合を含む。)の規定により立入検査をする権限を有する者であることを証する。

所 属

氏 名

交 付 年 月 日

有効期限 年 月 日

総 務 省

印

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。